

平成 28 年

小松島市議会 3 月定例会議議案書

平成 28 年 3 月 4 日開会





議案第2号

平成28年度小松島市一般会計予算

平成28年度小松島市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,427,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内で各項の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		4,186,000
	1 市 民 税	1,838,000
	2 固 定 資 産 税	1,946,000
	3 軽 自 動 車 税	122,000
	4 市 た ば こ 税	280,000
2 地 方 譲 与 税		115,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	26,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	77,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	12,000
3 利 子 割 交 付 金		5,000
	1 利 子 割 交 付 金	5,000
4 配 当 割 交 付 金		50,000
	1 配 当 割 交 付 金	50,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		35,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	35,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		700,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	700,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		12,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	12,000
8 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金		30,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	30,000
9 地 方 特 例 交 付 金		14,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	14,000
10 地 方 交 付 税		3,266,000
	1 地 方 交 付 税	3,266,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		8,000

	1 交通安全対策特別交付金	8,000
12 分担金及び負担金		122,639
	1 分担金	3,000
	2 負担金	119,639
13 使用料及び手数料		326,519
	1 使用料	256,035
	2 手数料	70,484
14 国庫支出金		2,843,001
	1 国庫負担金	2,069,511
	2 国庫補助金	763,918
	3 国庫委託金	9,572
15 県支出金		1,085,604
	1 県負担金	696,700
	2 県補助金	304,247
	3 県委託金	84,657
16 財産収入		52,120
	1 財産運用収入	5,297
	2 財産売却収入	46,823
17 寄附金		10,600
	1 寄附金	10,600
18 繰入金		250,000
	1 基金繰入金	250,000
19 繰越金		100
	1 繰越金	100
20 諸収入		174,217
	1 延滞金加算金及び過料	5,000
	2 市預金利子	300
	3 貸付金元利収入	7,010

(単位：千円)

款	項	金額
	4 雑 入	161,907
21 市 債		2,141,200
	1 市 債	2,141,200
歳 入	合 計	15,427,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		202,662
	1 議 会 費	202,662
2 総 務 費		1,558,619
	1 総 務 管 理 費	1,248,612
	2 徴 税 費	172,419
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	69,592
	4 選 挙 費	47,582
	5 統 計 調 査 費	9,564
	6 監 査 委 員 費	10,850
3 民 生 費		6,425,342
	1 社 会 福 祉 費	2,210,844
	2 老 人 福 祉 費	679,583
	3 児 童 福 祉 費	2,131,470
	4 生 活 保 護 費	1,304,815
	5 災 害 救 助 費	2,790
	6 人 権 対 策 費	95,840
4 衛 生 費		2,259,941
	1 保 健 衛 生 費	1,149,276
	2 清 掃 費	1,110,665
6 農 林 水 産 業 費		307,042
	1 農 業 費	293,954

	2 水 産 業 費	13,088
7 商 工 費		84,915
	1 商 工 費	84,915
8 土 木 費		1,216,867
	1 土 木 管 理 費	28,665
	2 建 築 管 理 費	48,771
	3 道 路 橋 梁 費	335,696
	4 河 川 費	1,000
	6 港 湾 費	5,320
	7 都 市 計 画 費	343,000
	8 住 宅 費	212,838
	9 下 水 道 費	241,577
9 消 防 費		463,751
	1 消 防 費	463,751
10 教 育 費		1,012,002
	1 教 育 総 務 費	292,587
	2 小 学 校 費	77,523
	3 中 学 校 費	42,906
	4 幼 稚 園 費	107,345
	5 社 会 教 育 費	140,393
	6 人 権 教 育 費	32,348
	7 保 健 体 育 費	111,805
	8 学 校 給 食 費	207,095
12 公 債 費		1,874,633
	1 公 債 費	1,874,633
13 諸 支 出 金		16,226
	1 貸 付 金	3,000
	2 基 金 費	13,226



(単位：千円)

款	項	金額
15 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出	合計	15,427,000

## 第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本 庁 舎 耐 震 化 事 業	平成 2 9 年度	1 8 0 , 0 0 0
地 籍 調 査 事 業	平成 2 9 年度	5 , 7 4 6

### 第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
情報通信技術環境整備事業債	163,400	普通貸借又は証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
児童福祉施設整備事業債	2,300	〃		
認定こども園整備事業債	4,500	〃		
葬斎場建設事業債	559,200	〃		
清掃運搬施設整備事業債	4,800	〃		
ごみ焼却施設整備事業債	196,500	〃		
農業用施設整備事業債	10,100	〃		
多目的ホール整備事業債	9,200	〃		
市道整備事業債	103,400	〃		
河川等整備事業債	18,700	〃		
公園施設整備事業債	18,000	〃		
防衛施設周辺整備事業債	6,100	〃		
高速道等周辺対策事業債	43,500	〃		
公営住宅建設事業債	42,700	〃		
防災対策事業債	271,500	〃		
消防施設整備事業債	106,900	〃		
義務教育施設等整備事業債	43,000	〃		
公共施設等除却事業債	17,800	〃		
臨時財政対策債	500,000	〃		
行政改革推進債	19,600	〃		
計	2,141,200			

議案第3号

平成28年度小松島市競輪事業特別会計予算

平成28年度小松島市競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、4,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内で各項の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 競輪事業収入		11,866,326
	1 事業収入	11,866,326
2 財産収入		652
	1 財産運用収入	652
3 雑収入		132,722
	1 使用料	28,963
	2 雑収入	103,759
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 繰入金		200
	1 基金繰入金	200
歳入	合計	12,000,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 競輪事業費		11,992,248
	1 総務費	231,394
	2 競輪開催費	11,760,559
	3 諸支出金	295
2 公債費		2,100
	1 公債費	2,100
3 諸支出金		652
	1 基金費	652
4 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出	合計	12,000,000

議案第4号

平成28年度小松島市後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度小松島市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ532,639千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、200,000千円と定める。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		358,371
	1 後期高齢者医療保険料	358,371
2 使用料及び手数料		100
	1 手数料	100
3 繰入金		170,444
	1 一般会計繰入金	170,444
4 諸収入		3,724
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 償還金及び還付加算金	3,714
歳入	合計	532,639

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		28,508
	1 総務管理費	28,132
	2 徴収費	376
2 後期高齢者医療広域連合納付金		500,417
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	500,417
3 諸支出金		3,714
	1 償還金及び還付加算金	3,714
歳出	合計	532,639

議案第 5 号

平成 2 8 年度小松島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 2 8 年度小松島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 6 3 , 1 7 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 8 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳



# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 貸付事業収入		263,179
	1 貸付事業収入	263,179
歳入	合計	263,179

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 公債費		8,179
	1 公債費	8,179
2 繰上充用金		255,000
	1 前年度繰上充用金	255,000
歳出	合計	263,179

議案第 6 号

平成 2 8 年度小松島市国民健康保険特別会計予算

平成 2 8 年度小松島市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5, 4 2 8, 8 0 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は、7 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 2 8 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		784,286
	1 一般国民健康保険税	727,458
	2 退職者等国民健康保険税	56,828
2 使用料及び手数料		510
	1 手数料	510
3 国庫支出金		1,168,712
	1 国庫負担金	789,294
	2 国庫補助金	379,418
4 県支出金		234,148
	1 県負担金	36,927
	2 県補助金	197,221
5 療養給付費交付金		228,956
	1 療養給付費交付金	228,956
6 前期高齢者交付金		1,292,417
	1 前期高齢者交付金	1,292,417
7 共同事業交付金		1,331,369
	1 共同事業交付金	1,331,369
8 繰入金		368,659
	1 繰入金	296,343
	2 基金繰入金	72,316
9 諸収入		19,440
	1 延滞金加算金及び過料	2,010
	2 雑収入	17,430
10 財産収入		304
	1 財産運用収入	304
歳入	合計	5,428,801

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		82,155
	1 総務管理費	79,775
	2 徴税費	1,800
	3 運営協議会費	230
	4 趣旨普及費	350
2 保険給付費		3,297,933
	1 一般療養諸費	2,717,900
	2 退職者等保険給付費	163,300
	3 審査支払手数料	9,669
	4 一般高額療養費	368,900
	5 退職者等高額療養費	26,138
	6 助産諸費	10,506
	7 葬祭諸費	1,440
	8 移送諸費	80
3 後期高齢者支援金等		493,053
	1 後期高齢者支援金等	493,053
4 前期高齢者納付金等		287
	1 前期高齢者納付金等	287
5 老人保健拠出金		45
	1 老人保健拠出金	45
6 介護納付金		168,090
	1 介護納付金	168,090
7 共同事業拠出金		1,322,435
	1 共同事業拠出金	1,322,435
8 保健事業費		55,229
	1 特定健康診査等事業費	34,091

(単位：千円)

款	項	金額
	2 保 健 事 業 費	21,138
9 公 債 費		200
	1 一 般 公 債 費	200
10 諸 支 出 金		4,374
	1 諸 支 出 金	40
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,030
	3 基 金 費	304
11 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	5,428,801

議案第7号

平成28年度小松島市土地取得事業特別会計予算

平成28年度小松島市土地取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、100,000千円と定める。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		15,000
	1 貸付金元利収入	15,000
2 市債		1,100
	1 市債	1,100
歳入	合計	16,100

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		16,100
	1 貸付金	15,000
	2 公共用地先行取得事業費	1,100
歳出	合計	16,100

## 第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
公 共 用 地 先 行 取 得 債	1,100	普通貸借又は証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。



議案第 8 号

平成 2 8 年度小松島市介護保険特別会計予算

平成 2 8 年度小松島市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 6 7 0, 0 0 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 2 8 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 険 料		724,628
	1 介 護 保 険 料	724,628
2 分 担 金 及 び 負 担 金		612
	1 負 担 金	612
3 使 用 料 及 び 手 数 料		130
	1 手 数 料	130
4 国 庫 支 出 金		816,221
	1 国 庫 負 担 金	617,461
	2 国 庫 補 助 金	198,760
5 支 払 基 金 交 付 金		985,661
	1 支 払 基 金 交 付 金	985,661
6 県 支 出 金		527,540
	1 県 負 担 金	513,653
	2 県 補 助 金	13,887
7 繰 入 金		613,820
	1 繰 入 金	547,220
	2 基 金 繰 入 金	66,600
8 諸 収 入		1,240
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	30
	2 雑 入	1,210
9 財 産 収 入		156
	1 財 産 運 用 収 入	156
歳 入	合 計	3,670,008

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		99,726
	1 総務管理費	63,965
	2 徴収費	454
	3 介護認定審査会費	35,089
	4 趣旨普及費	218
2 保険給付費		3,481,454
	1 介護サービス等諸費	3,003,064
	2 介護予防サービス等諸費	255,636
	3 その他諸費	4,863
	4 高額介護サービス等費	71,229
	5 特定入所者介護サービス等費	138,389
	6 高額医療合算介護サービス等費	8,273
3 地域支援事業費		86,142
	1 介護予防事業費	40,407
	2 包括的支援事業・任意事業費	45,735
4 諸支出金		1,686
	1 償還金及び還付加算金	1,520
	2 延滞金	10
	3 基金費	156
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	3,670,008

議案第9号

平成28年度小松島市公共下水道事業特別会計予算

平成28年度小松島市公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ449,495千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、100,000千円と定める。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		78,000
	1 国庫補助金	78,000
2 県支出金		15,300
	1 県補助金	15,300
3 繰入金		241,577
	1 他会計繰入金	241,577
4 財産収入		18
	1 財産運用収入	18
5 市債		114,600
	1 市債	114,600
歳入	合計	449,495

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 下水道費		210,781
	1 建設費	210,781
2 公債費		223,396
	1 公債費	223,396
3 諸支出金		15,318
	1 基金費	15,318
歳出	合計	449,495

## 第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
公 共 下 水 道 整 備 事 業 債	114,600	普通貸借又は証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第 1 1 号

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例について

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 4 5  
年小松島市条例第 4 8 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 8 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年小松島市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号ア中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改め、同号イ中「100分の130」を「100分の134」に改め、同号ウ中「100分の97.5」を「100分の100.5」に改め、同号エ中「100分の48.75」を「100分の50.25」に改める。

第2条 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号ア中「100分の147.5」を「100分の150」に改め、同号イ中「100分の118」を「100分の120」に改め、同号ウ中「100分の88.5」を「100分の90」に改め、同号エ中「100分の44.25」を「100分の45」に改め、同項第2号ア中「100分の167.5」を「100分の165」に改め、同号イ中「100分の134」を「100分の132」に改め、同号ウ中「100分の100.5」を「100分の99」に改め、同号エ中「100分の50.25」を「100分の49.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第 1 2 号

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例等の一部を改正する条例について

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和 5 0 年小松島市条例第 4 1 号）等の一部を別紙のように改正する。

平成 2 8 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例等の一部を改正する条例

(小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部改正)

第1条 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和50年小松島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」に，「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附則に次の1項を加える。

22 平成28年4月1日から平成29年2月2日までの間における市長の給料は，第2条の規定にかかわらず，別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(旧小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例を廃止する条例（平成27年小松島市条例第7号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例（昭和27年小松島市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小松島市長，副市長及び教育長の給与条例及び第3条の規定による改正後の旧小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例（以下これらを「市長等給与条例」という。）の規定は，平成2

7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の市長等給与条例の規定を適用する場合には、第1条及び第3条の規定による改正前の市長等給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市長等給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第13号

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年小松島市条例第4号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年小松島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「

号給	給料月額（円）
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000

」を

「

号給	給料月額（円）
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000

」に改める。

第5条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の155」を「100分の137.5」とあるのは「100分の160」に改める。

第2条 小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「条例」という。）第5条第2項の改正規定を除く。）の規定による改正後の条例の規定は平成27年4月1日から、第1条の規定（条例第5条第2項の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は同年12月1日から適用する。

### (給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与（小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年小松島市条例第52号）附則第4項の規定に基づいて支給された給与を含む。）は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 1 4 号

小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

小松島市職員の給与に関する条例(昭和 3 2 年小松島市条例第 2 0 号)等の一部を別紙のように改正する。

平成 2 8 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(小松島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小松島市職員の給与に関する条例（昭和32年小松島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表を次のように改める。



別表(第3条関係)  
行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職員以 外の職 員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000

54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400				
95		294,000	341,900				
96		294,400	342,300				
97		294,600	342,400				
98		294,900	342,900				
99		295,300	343,300				
100		295,700	343,600				
101		295,900	343,900				
102		296,200	344,300				
103		296,600	344,700				
104		296,900	345,100				
105		297,100	345,600				
106		297,400	346,000				
107		297,800	346,400				
108		298,100	346,800				
109		298,300	347,300				
110		298,700	347,700				
111		299,100	348,000				
112		299,400	348,300				
113		299,500	348,800				

	114		299,800					
	115		300,100					
	116		300,500					
	117		300,700					
	118		300,900					
	119		301,200					
	120		301,500					
	121		301,900					
	122		302,100					
	123		302,400					
	124		302,700					
	125		303,000					
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

第2条 小松島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項中「基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める」を「基準は、級別基準職務表（別表第2）に定めるところによる」に改める。

第20条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 係長又は主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	1 課長補佐又は主査の職務 2 困難な業務を分掌する係長又は主任の職務
5級	困難な業務を分掌する課長補佐又は主査の職務
6級	課長，企画監又は主幹の職務
7級	1 政策監又は理事の職務 2 部長又は統括監の職務 3 副部長又は参事の職務

(小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)  
第3条 小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年小松島市条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則第10項(見出しを含む。)中「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(小松島市職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)第21条第2項の改正規定を除く。)による改正後の条例の規定は平成27年4月1日から、第1条の規定(条例第21条第2項の改正規定に限る。)による改正後の条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与(小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年小松島市条例第51号)附則第6項の規定に基づいて支給された給与を含む。)は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 15 号

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 11 年小松島市条例第 5 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例（平成11年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



議案第16号

小松島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の旅費に関する条例（平成2年小松島市条例第4号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の旅費に関する条例（平成2年小松島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第17号

小松島市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例について

小松島市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年小松島市条例第1号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年小松島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

議案第18号

小松島市職員の退職管理に関する条例の制定について

小松島市職員の退職管理に関する条例を別紙のように制定する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であつて離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となつた場合その他規則で定める場合を除

き，規則で定めるところにより，速やかに，離職した職又はこれに相当する職の任命権者（小松島市立の学校に勤務する県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）にあっては，小松島市教育委員会）に規則で定める事項を届け出なければならない。

#### 附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

議案第 19 号

小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年小松島市条例第26号)の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳



小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年小松島市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表右欄及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議案第20号

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和43年小松島市条例第10号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和43年小松島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

<p>1 傷病補償年金 （第19条の2による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）</p>	<p>0.73</p>
<p>2 障害補償年金 （第19条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81）</p>
<p>3 障害補償年金 （第19条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>
<p>4 障害補償年金 （第19条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81）</p>

<p>5 遺族補償年金 (第19条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)</p>	<p>0.87</p>
<p>6 遺族補償年金 (第19条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>	<p>遺族厚生年金等及び遺族基礎年金</p>	<p>0.87</p>

附則第5条第2項の表を次のように改める。

<p>1 傷病補償年金 (第19条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>1 障害厚生年金等</p>	<p>0.88</p>
	<p>2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金,平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金,平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)</p>	<p>0.88</p>
<p>2 傷病補償年金 (第19条の2に規定する公務上の)</p>	<p>1 障害厚生年金等</p>	<p>0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償)</p>

災害に係るものに限る。)		年金にあつては、0.91)
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
3 障害補償年金 （第19条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
4 障害補償年金 （第19条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)
5 遺族補償年金 （第19条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金，平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金，平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金	1 遺族厚生年金等	0.89

(第19条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92
------------------------------	---	------

附則第5条第3項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金 (第19条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金 (第19条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92）
3 障害補償年金 (第19条の2に)	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74

規定する公務上の災害に係るものを除く。)	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金 (第19条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81, 第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81, 第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.92)
5 遺族補償年金 (第19条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金 (第19条の2に規定する公務上の災害に係るもの)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87

限る。)	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金，準母子年金，遺児年金又は寡婦年金	0.93
------	--	------

附則第5条第5項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。



議案第21号

小松島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

小松島市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年小松島市条例第166号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

小松島市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年小松島市条例第166号）の一部を次のとおり改正する。

第5条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第5条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第7条中第3項を第4項とし、第2項ただし書きを削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第7条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条第1中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条を第13条とし、同条第1項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(手数料)

第11条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 22 号

小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

小松島市市税賦課徴収条例（昭和 25 年小松島市条例第 133 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予期間の延長（以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を毎月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必

要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事業所若しくは事業所の所在地
- (2) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (3) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (5) 当該猶予を受けようとする期間
- (6) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか

(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

- (7) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる

## 書類

- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第1号、第6号及び第7号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

（徴収猶予の取消し）

第10条 法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下

「高齢者医療確保法」という。) 第104条第1項に規定する保険料

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第129条第1項に規定する保険料

(職権による換価の猶予の手續等)

第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予(以下この項において「職権による換価の猶予」という。)又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長(以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。)をする期間内において、当該職権による換価の猶予又は当該職権による換価の猶予期間の延長に係る市の徴収金を各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

4 法第15条の5の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

(1) 高齢者医療確保法第104条第1項に規定する保険料

(2) 介護保険法第129条第1項に規定する保険料

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

- (1) 高齢者医療確保法第104条第1項に規定する保険料
  - (2) 介護保険法第129条第1項に規定する保険料
- 3 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この項において「申請による換価の猶予」という。）又は同条第3項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該申請による換価の猶予又は当該申請による換価の猶予期間の延長に係る市の徴収金を各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。
- 4 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 5 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
  - (2) 第9条第1項第1号及び第3号から第5号まで及び第7号に掲げる事項
  - (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- 6 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 7 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第9条第1項第1号及び第7号に掲げる事項
  - (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
  - (3) 第5項第3号に掲げる事項
- 8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規



定する期間は、20日とする。

9 法第15条の6の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

- (1) 高齢者医療確保法第104条第1項に規定する保険料
- (2) 介護保険法第129条第1項に規定する保険料  
(担保を徴する必要がない場合)

第13条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第14条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第2項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限日」に、同項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第71条第3項中「納期限前7日」を「納期限日」に改める。

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限日」に改める。

第90条第2項中「納期限前7日」を「納期限日」に改める。

第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限日」に改め、同項第1号中「個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 23 号

小松島市火災予防条例の一部を改正する条例について

小松島市火災予防条例（昭和 37 年小松島市条例第 10 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市火災予防条例の一部を改正する条例

小松島市火災予防条例（昭和37年小松島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第3条関係)

種類			離隔距離(cm)					備考
			入力	上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が— 800℃以上 のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が— 300℃以上 800℃未満 のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が— 300℃未満 のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉 以外	使用温度が— 800℃以上 のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が— 300℃以上 800℃未満 のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が—	—	100	50	100	50	

					300℃未満 のもの						
ふ ろ が ま	気 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	浴室 内設 置	外がまでバ ーナー取り 出し口のな いもの	21kW以下 [ふ ろ用以外のバ ーナーをもつ ものにあつて は42kW以下]	—	15 注	15	15	注：浴槽との離 隔距離は0cmと するが、合成樹 脂浴槽(ポリプ ロピレン浴槽 等)の場合は2cm とする。
					内がま	21kW以下 [ふ ろ用以外のバ ーナーをもつ ものにあつて は42kW以下]	—	—	60	—	
				浴室 外設 置	外がまでバ ーナー取り 出し口のな いもの	21kW以下 [ふ ろ用以外のバ ーナーをもつ ものにあつて は当該バーナ ーが70kW以 下であつて、か つ、ふろ用バー ナーが21kW 以下]	—	15	15	15	
					外がまでバ ーナー取り 出し口のあ るもの	21kW以下 [ふ ろ用以外のバ ーナーをもつ ものにあつて は当該バーナ	—	15	60	15	

			一が70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下]				
	内がま		21kW以下 [ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下]	—	15	60	—
	密閉式		21kW以下 [ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下]	—	2 注	2	2
	屋外用		21kW以下 [ふろ用以外のバ	60	15	15	15

				一ナーをもつ ものにあつて は当該バーナ ーが70kW以 下であつて、か つ、ふろ用バー ナーが21kW 以下]				
不 燃	半 密 閉 式	浴室 内設 置	外がまでバ	21kW以下 [ふ	—	4.5	—	4.5
			一ナー取り 出し口のな いもの	ろ用以外のバ ーナーをもつ ものにあつて は42kW以下]		注		
		内がま	21kW以下 [ふ	—	—	—	—	
		浴室 外設 置	外がまでバ	21kW以下 [ふ	—	4.5	—	4.5
			一ナー取り 出し口のな いもの	ろ用以外のバ ーナーをもつ ものにあつて は当該バーナ ーが70kW以 下であつて、か つ、ふろ用バー ナーが21kW				

			以下]				
		外がまでバーナー取り出し口のあ るもの	21kW以下 [ふ ろ用以外のバ ーナーをもつ ものにあつて は当該バーナ ーが70kW以 下であつて、か つ、ふろ用バー ナーが21kW 以下]	—	4.5	—	4.5
		内がま	21kW以下 [ふ ろ用以外のバ ーナーをもつ ものにあつて は当該バーナ ーが70kW以 下であつて、か つ、ふろ用バー ナーが21kW 以下]	—	—	—	—
	密閉式		21kW以下 [ふ ろ用以外のバ ーナーをもつ ものにあつて は当該バーナ ーが70kW以	—	2 注	—	2



					下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下]						
					屋外用 21kW以下 [ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下]	30	4.5	—	4.5		
	液	不燃	以外		39kW以下	60	15	15	15		
	体	不燃			39kW以下	50	5	—	5		
	燃										
	料										
					上記に分類されないもの	—	60	15	60	15	
温	気	不	半	バ	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。
風	体	燃	密	一							
暖	燃	以	閉	ナ							
房	料	外	式	一							
機		・	・	が							
		不	密	隠							
		燃	閉	ぺ							
		式	い								

液 体 燃 料	不 燃 外 式	半 密 閉 対 流 型	強 制	温風を前方向 に吹き出すも の	26kW以下	100	15	150	15	
			強 制	温風を全周方 向に吹き出す もの	26kWを超え 70kW以下	100	15	100	15 注1	
		密 閉 式	強 制	給排気型	26kW以下	100	150	150	150	
			強 制	排気型	26kW以下	50	10	100	10	
	不 燃 外 式	半 密 閉 対 流 型	強 制	温風を前方向 に吹き出すも の	70kW以下	80	5	—	5	
			強 制	温風を全周方 向に吹き出す もの	26kW以下	80	150	—	150	
		密 閉 式	強 制	排気型	26kW以下	50	5	—	5	
			強 制	給排気型	26kW以下	50	5	—	5	
	上記に分類されないもの					—	100	60	60	60 注2
	厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 外 式	開 放 式	組込式こん ろ・グリル付 こんろ・グリ ドル付こん ろ, キャビネ ット型こん ろ・グリル付	14kW以下	100	15 注	15	15

			こんろ・グリ ドル付こんろ					
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注
	不 燃	開放 式	組込式こん ろ・グリル付 こんろ・グリ ドル付こん ろ, キャビネ ット型こん ろ・グリル付 こんろ・グリ ドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
	上記に分 類されな いもの		使用温度が 800℃以上の もの	—	250	200	300	200
			使用温度が 300℃以上 800℃未満の もの	—	150	100	200	100
			使用温度が 300℃未満の もの	—	100	50	100	50
ボ イ ラ	気 体 燃	不 燃 以	開放 式	フードを付け ない場合	7kW以下	40	4.5	4.5
				フードを付け	7kW以下	15	4.5	4.5

一	料外	る場合						
		半密閉式	12kWを超え 42kW以下	—	15	15	15	
			12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
		密閉式	42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15
			フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15	15
		不燃式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
			半密閉式	42kW以下	—	4.5	—	4.5
			密閉式	42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5
		液体燃料	不燃以外	12kWを超え 70kW以下	60	15	15	15
				12kW以下	40	4.5	15	4.5
			不燃	12kWを超え 70kW以下	50	5	—	5
				12kW以下	20	1.5	—	1.5
			上記に分類されないもの	23kWを超える	120	45	150	45

					23kW以下	120	30	100	30		
スト ー ブ	気 体 燃 料	不 開	燃 放 式	バー ナー が 露 出	壁掛け型, つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向 が一方向に集中 する場合にあって は60cmとす る。
				半 密 閉 式 ・ 密 閉 式	バー ナー が 隠 ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	
		不 燃	開 放 式	バー ナー が 露 出	壁掛け型, つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5	
				半 密 閉 式 ・ 密 閉 式	バー ナー が 隠 ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	
液 体	不 燃	半 密 閉 式	自 然	機器の 全周か	39kW以下	150	100	100	100		

燃 料 以 外			対 流 型	ら熱を 放散す るもの						
				機器の 上方又 は前方 に熱を 放散す るもの	39kW以下	150	15	100	15	
			不 燃 式	半密閉 自然 対 流 型	機器の 全周か ら熱を 放散す るもの	39kW以下	120	100	—	100
					機器の 上方又 は前方 に熱を 放散す るもの	39kW以下	120	5	—	5
			上記に分類されないもの				—	150	100	150
乾 燥 設 備	気 体 燃 料 以 外	不 燃	開放式	衣類乾 燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		燃	開放式	衣類乾 燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	

				上記に分類され ないもの	内部容積が— 1立方メー トル以上の もの	—	100	50	100	50	
					内部容積が— 1立方メー トル未満の もの	—	50	30	50	30	
簡 易 湯 沸 設 備	気 体 燃 料 外	不 開 放 式	常 圧 貯 蔵 型	フードを付 けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
					フードを付 ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
				瞬 間 型	フードを付 けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
						フードを付 ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
				半密閉式		12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
				密 閉 式	常 圧 貯 蔵 型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬 間 型			調理台型	12kW以下	—	0	—	0
						壁掛け型, 据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			屋 外 用	フードを付 けない場合	12kW以下	60	15	15	15		
					フードを付 ける場合	12kW以下	15	15	15	15	
			不 開 放 式	常 圧 貯 蔵 型	フードを付 けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5	

			式型	フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
			半密閉式		12kW以下	—	4.5	—	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
				瞬間型	調理台型	—	0	—	0	
					壁掛け型, 据置型	4.5	4.5	—	4.5	
			屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
	液体燃料	不燃	不燃以外		12kW以下	40	4.5	15	4.5	
					12kW以下	20	1.5	—	1.5	
給湯設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え 42kW以下	—	15	15	15
				瞬間型		12kWを超え 70kW以下	—	15	15	15
			密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え 42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	調理台型	12kWを超え 70kW以下	—	0	—	0



		壁掛け型, 据置型	12kWを超え 70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
屋 外 用	常 圧 貯 蔵 型	フードを付 けない場合	12kWを超え 42kW以下	60	15	15	15	
		フードを付 ける場合	12kWを超え 42kW以下	15	15	15	15	
	瞬 間 型	フードを付 けない場合	12kWを超え 70kW以下	60	15	15	15	
		フードを付 ける場合	12kWを超え 70kW以下	15	15	15	15	
	不 燃	密 閉 式	常圧貯蔵型	12kWを超え 42kW以下	—	4.5	—	4.5
			瞬間型	12kWを超え 70kW以下	—	4.5	—	4.5
密 閉 式		常圧貯蔵型	12kWを超え 42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
	瞬 間 型	調理台型	12kWを超え 70kW以下	—	0	—	0	
		壁掛け型, 据置型	12kWを超え 70kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
屋 外 用	常 圧 貯 蔵 型	フードを付 けない場合	12kWを超え 42kW以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付 ける場合	12kWを超え 42kW以下	10	4.5	—	4.5	
	瞬 間 型	フードを付 けない場合	12kWを超え 70kW以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付	12kWを超え	10	4.5	—	4.5	

				ける場合	70kW以下							
液	不燃以外				12kWを超え	60	15	15	15			
体					70kW以下							
燃	不燃				12kWを超え	50	5	—	5			
料					70kW以下							
	上記に分類されないもの				—	60	15	60	15			
移動式ストーブ	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	注1：熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。 注2：方向性を有するものについては100cmとする。	
				バーナーが隠ぺい	全周放射型	7kW以下	100	100	100	100		
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5		
				バーナーが隠ぺい	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
				バーナーが露出	自然対流型	7kW以下	80	15	80	4.5		
				バーナーが露出	全周放射型	7kW以下	80	80	80	80		
	液体燃料	不燃	開放式	放射型	強	温風を	12kW以下	100	15	100		15
					自然対流型	7kWを超え	150	100	100	100		
					自然対流型	12kW以下						
					自然対流型	7kW以下	100	50	50	50		
					自然対流型	7kW以下	100	50	50	50		
					自然対流型	7kW以下	100	50	50	50		

				制前方向 対に吹き 流出すも 型の							
				温風を 全周方 向に吹 き出す もの	7kWを超え 12kW以下	100	150	150	150		
				温風を 全周方 向に吹 き出す もの	7kW以下	100	100	100	100		
	不燃	開放式		放射型	7kW以下	80	30	—	5		
				自然対流型	7kWを超え 12kW以下	120	100	—	100		
					7kW以下	80	30	—	30		
			強制	温風を 前方向 対に吹き 流出すも 型の	12kW以下	80	5	—	5		
				温風を 全周方 向に吹 き出す もの	7kWを超え 12kW以下	80	150	—	150		
				温風を 全周方 向に吹 き出す もの	7kW以下	80	100	—	100		
		固体燃料			—	100	50 注2	50 注2	50 注2		
調 理	気 体	不燃	開放	バーナ 一が露	卓上型 コンロ(1	5.8kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上 方の側方又は

用 器 具	燃 料	以 外	式	出	口)					後方の離隔距離を示す。	
					卓上型 コンロ(2 口以 上)・グリ ル付こ んろ・グ リドル 付こん ろ	14kW以下	100	15 注	15		15 注
					バー ナー が隠 ぺい	加 熱 部 が 開 放	卓上型 グリル	7kW以下	100		15
		加 熱 部 が 隠 ぺい い	加 熱 部 が 開 放	卓上型 オーブ ン・グリ ル(フー ドを付 けない 場合)	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5		

			卓上型 オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	30	10	10	10
			圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10
不燃式	開放	バーナ	卓上型 コンロ(1口)	5.8kW以下	80	0	—	0
			卓上型 コンロ(2口以上)・グリル付 コン ろ・グリ	14kW以下	80	0	—	0

		ドル付 こんろ					
バー ナー が 隠 ぺい	加	卓上型	7kW以下	80	0	—	0
	熱	グリル					
	部	部					
	が 開 放	が 開 放					
加 熱 部 が 隠 ぺい	加	卓上型	7kW以下	30	4.5	—	4.5
	熱	オーブ					
	部	ン・グリ					
	が 隠 ぺい	ル(フー ドを付 けない 場合)					
い		卓上型	7kW以下	10	4.5	—	4.5
		オーブ					
		ン・グリ					
		ル(フー ドを付 ける場 合)					
		炊飯器	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5
		(炊飯容 量4リッ トル以 下)					

				圧力調 理器(内 容積10 リット ル以下)	—	15	4.5	—	4.5	
移 動 式 こ ん ろ	液 体 燃 料	不燃以外			6kW以下	100	15	15	15	
		不燃			6kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料			—	100	30	30	30		
電 気 温 風 機	電 気	不燃以外			2kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き 出し方向にあっ ては60cmとす る。
		不燃			2kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注	
電 気 調 理 用 機 器	電 気	不燃 以外	電気こ んろ、電 気レン ジ、電 磁誘導 加熱式 調理器 (こん ろ形態 のもの に限る。 )の	こんろ 部分の 全部又 は一部 が電磁 誘導加 熱式調 理器で ないも の	4.8kW以下(1 口当たり2kW を超え3kW以 下)	100	2	2	2	注1：機器本体上 方の側方又は 後方の離隔距 離(こんろ部 分が電磁誘導 加熱式調理器 でない場合に おける発熱体 の外周からの 距離)を示す。  注2：機器本体上
					—	—	20 注1	—	20 注1	
					—	—	10 注2	—	10 注2	
					4.8kW以下(1 口当たり1kW を超え2kW以 下)	100	2	2	2	
					—	15	—	15		

					注1		注1	方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。
				—	10	—	10	
					注2		注2	
			4.8kW以下(1口当たり1kW以下)	100	2	2	2	
				—	10	—	10	
					注1		注1	
					注2		注2	
		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	100	2	2	2	
				—	10	—	10	
					注2		注2	
不燃	電気こんろ, 電気レンジ, 電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	—	0	
				—	0	—	0	
							注1	注1
							注2	注2
		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	80	0	—	0	
				—	0	—	0	
					注2	注2		



電 気 天 火	電 気	不燃以外	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面に あつては10cm とする。	
		不燃	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注		
電 子 レ ン ジ	電 気	不燃以外	電熱装置を 有するもの	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面に あつては10cm とする。
		不燃	電熱装置を 有するもの	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電 気 ス ト ー ブ	電 気	不燃以外	前方放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2kW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2kW以下	100	100	100	100	
			自然対流型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃	前方放射型 (壁取付式 及び天井取	2kW以下	80	15	—	4.5	

			付式のものを除く。)						
			全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	80	—	80	
			自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	0	—	0	
電 気 乾 燥 器	電 気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	電 気	不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電 気 乾 燥 機	電 気	不燃以外	衣類乾燥機, 食器乾燥機, 食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注: 前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。
		不燃	衣類乾燥機, 食器乾燥機, 食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	注2: 排気口面にあっては4.5cmとする。
電 気	電 気	不燃以外	温度過昇防止装置を有	10kW以下	4.5	0	0	0	

温 水 器		するもの						
	不燃	温度過昇防 止装置を有 するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考

1 「気体燃料」，「液体燃料」，「固体燃料」及び「電気」は，それぞれ，気体燃料を使用するもの，液体燃料を使用するもの，固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

2 「不燃以外」欄は，対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 「不燃」欄は，対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

議案第24号

小松島市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定について

小松島市消費生活センターの組織及び運営に関する条例を別紙のように制定する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市消費生活センターの組織及び運営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 法第10条第2項の規定に基づき、消費者の利益を守り、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活センターを設置する。

2 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小松島市消費生活センター	小松島市横須町2番14号

(事業)

第3条 小松島市消費生活センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関する事業
- (2) 消費者啓発のための講習会、講演会等の開催事業
- (3) 消費生活に関する資料等の展示に関する事業
- (4) 消費生活に関する資料・情報の収集及び提供に関する事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(利用時間及び休所日)

第4条 消費生活センターの利用時間及び休所日は、規則で定める。

(職員)

第5条 消費生活センターに、所長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員の配置等)

第6条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第7条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第8条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第9条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第25号

小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年小松島市条例第18号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を  
改正する条例

小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年小松島市  
条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「一般収集計画」を「一般収集計画（粗大ご  
み）」に改め、「処分するものについては」の次に「，当分の間」を加える。

別表中第2号を第3号とし，第1号の次に次の1表を加える。

（2）本市が収集，運搬及び処分をする場合（第9条第1項第1号の規定  
による容器を使用しなければならないものに限る。）

種別	取扱区分	単位	処理手数料
ごみ及び 燃えがら	規則で定め る一般収集	容器（指定ごみ袋（大））1袋につき	20円
		容器（指定ごみ袋（大（レジ袋式）））1袋につき	20円
	計画により 行う場合	容器（指定ごみ袋（小））1袋につき	16円
		容器（指定ごみ袋（特小））1袋につき	8円

附 則

この条例は，平成28年7月1日から施行する。



議案第26号

小松島市放課後児童クラブ会館条例の一部を改正する条例について

小松島市放課後児童クラブ会館条例（平成16年小松島市条例第14号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市放課後児童クラブ会館条例の一部を改正する条例

小松島市放課後児童クラブ会館条例（平成16年小松島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表に次のように加える。

南小松島放課後児童クラブ会館	小松島市小松島町字高須36番地
----------------	-----------------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 27 号

小松島市立認定こども園条例の制定について

小松島市立認定こども園条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市立認定こども園条例

### (設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)の規定に基づき，子ども(認定こども園法第2条第1項に規定する子どもをいう。以下同じ。)に対する教育及び保育(それぞれ認定こども園法第2条第8項に規定する教育及び同条第9項に規定する保育をいう。以下同じ。)並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため，同法第2条第6項に規定する認定こども園として，小松島市立認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置する。

### (定義)

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 1号認定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第1項の規定に基づき，法第19条第1項第1号に該当するものとされた小学校就学前子どもの区分についての認定をいう。
- (2) 2号認定 法第20条第1項の規定に基づき，法第19条第1項第2号に該当するものとされた小学校就学前子どもの区分についての認定をいう。
- (3) 3号認定 法第20条第1項の規定に基づき，法第19条第1項第3号に該当するものとされた小学校就学前子どもの区分についての認定をいう。
- (4) 教育標準時間 法第20条第1項の規定による認定であって，1号認定区分にかかる教育時間をいう。
- (5) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。次号において「府令」という。)第4条第1項の規定に基づき，1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育を利用するものと認定された保育必要量をいう。
- (6) 保育短時間 府令第4条第1項の規定に基づき，1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育を利用するものと認定された保育必要量をいう。

### (名称等)

第3条 認定こども園の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
さかの認定こども園	小松島市坂野町字根上り13番地の1

### (事業)

第4条 認定こども園は，次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもに対する教育及び保育（法第20条第3項の保育必要量（同条第1項の認定がなされていない子どもにあっては、これに相当するものとして市長が定める保育の量とする。）の範囲内のものに限る。）
- (2) 時間外保育事業（保育短時間認定の子どもに限る）
- (3) 一時預かり事業（1号認定の子どもに限る）
- (4) その他認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業  
(職員)

第5条 市長は、認定こども園に園長その他必要な職員を配置する。

(入園資格)

第6条 認定こども園に入園できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 1号認定を受けた者（以下「1号認定子ども」という。）
- (2) 2号認定及び3号認定を受けた者（以下「2号認定子ども」という。）
- (3) その他特に市長が必要と認める者（以下「3号認定子ども」という。）

(入園手続き)

第7条 認定こども園に入園を希望する者(以下「入園希望者」という。)の保護者は市長に入園の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項の規定により市長が入園させる場合については、この限りでない。

2 前項の規定による申込み及びこれに対する承認その他の認定こども園への入園の手続については、規則で定める。

(入園の制限)

第8条 第6条の規定にかかわらず、入園希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、入園を許可しないことができる。

- (1) 感染性疾患を有するとき。
- (2) 認定こども園における教育及び保育に適合できないと認められるとき。
- (3) 設備その他の理由により入園させる余力がないとき。
- (4) その他認定こども園の管理運営上支障があると認められるとき。

(休園日等)

第9条 休園日（第4条第1号の教育及び保育の提供を行わない日をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休園日を変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで（前2号に掲げる日を除く。）

2 第4条第1号の教育の提供は、前項の休園日のほか、小松島市立幼稚園管理規則（昭

和49年小松島市教育委員会規則第3号)第7条の2に規定する日においても行わない。  
(保育料等)

第10条 認定こども園に入園している子ども(児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により市長が入園させた子どもを除く。)の保護者は、規則で定めるところにより、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に教育又は保育に要した費用の額を超えるときは、当該教育又は保育に現に要した費用の額)とする。

(時間外保育事業)

第11条 第4条第2号の時間外保育事業は、休園日を除き、認定こども園に入園している2号認定子ども及び3号認定子どものうち保育短時間認定を受けた者が、やむを得ない理由により、保育の提供を受ける時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合に、当該保育を行う事業とする。

2 その監護する子どもについて時間外保育事業の利用を希望する保護者は、規則で定めるところにより、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

3 時間外保育事業を利用する子どもの保護者は、規則で定めるところにより、時間外保育料を納付しなければならない。

4 前2項に定めるもののほか、時間外保育事業の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

(一時預かり事業)

第12条 第4条第3号の一時預かり事業は、休園日を除き、認定こども園に入園している1号認定子どもが、教育標準時間前後又は長期休業日等に認定こども園における一時的な保護の実施を希望する場合に、当該保護を行う事業とする。

2 その監護する子どもについて一時預かり事業の利用を希望する保護者は、規則で定めるところにより、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

3 一時預かり事業を利用する子どもの保護者は、規則で定めるところにより、利用料を納付しなければならない。

4 前2項に定めるもののほか、一時預かり事業の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

(子育て支援事業)

第13条 第4条第4号の子育て支援事業は次のとおりとする。

(1) 地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業

(2) 保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業

2 前項第2号の子育て支援事業を利用する子どもの保護者は、規則で定めるところによ

り，利用料を納付しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成28年4月1日から施行する。

(小松島市立保育所条例の一部改正)

2 小松島市立保育所条例（平成27年小松島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の表坂野保育所の項を削る。

議案第 28 号

小松島市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

小松島市立学校及び幼稚園設置条例（昭和 39 年小松島市条例第 16 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳



## 小松島市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例

小松島市立学校及び幼稚園設置条例（昭和39年小松島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中学校の部立江中学校の項及び坂野中学校の項を削り，同部に次のように加える。

小松島南中学校	小松島市立江町字赤石78番地の2
---------	------------------

第2条の表幼稚園の部榎渕幼稚園の項及び坂野幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

議案第 29 号

小松島市立体育館条例の一部を改正する条例について

小松島市立体育館条例（昭和 57 年小松島市条例第 8 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市立体育館条例の一部を改正する条例

小松島市立体育館条例（昭和 57 年小松島市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小松島市体育館条例

第 1 条第 2 項中第 1 号及び第 2 号を削り，次の表を加える。

名称	位置
小松島市立体育館	小松島市立江町字赤石 7 4 番地の 2
立江体育館	小松島市立江町字鍋寺 3 6 番地
坂野体育館	小松島市坂野町字根上り 3 7 番地

第 2 条中「小松島市立体育館（以下「体育館」という。）」を「体育館」に改める。

第 4 条第 1 項中「体育館」を「小松島市立体育館」に，「別表」を「別表第 1」に改め，同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め，同項を第 3 項とし，同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 立江体育館及び坂野体育館を利用する者からは，別表第 2 に定める使用料を徴収する。

別表中「（第 4 条関係）」を「（第 4 条第 1 項関係）」に改め，同表を別表第 1 とし，同表中「

営利又は営業の  
ための宣伝を目的  
とみなされない場合

」を

「営利又は営業の  
ための宣伝を目的  
とするとみな  
されない場合

」に，

「営利又は営業の  
ための宣伝を目的  
とみなす場合

」を

「営利又は営業の  
ための宣伝を目的  
とするとみな  
される場合

」に改め，同表備考 3 中「高

等学校在籍の者」を「学校教育法（昭 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部に在学する者」に改め，同表の次に次の 1 表を加える。

別表第2(第4条第2項関係)

使用区分		時間区分		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時30 分	午前9時～ 午後5時	午前9時～ 午後9時30 分	超過時間1 時間までご とに
		電気を使用 しない場合	電気を使用 する場合	無料					
利用者が本市住民及び団体である場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料の類を徴収しない場合	電気を使用する場合	1時間まで160円、1時間を超える30分ごとに80円を加算する。					
		入場料の類を徴収する場合		円	円	円	円	円	円
			9,240	12,320	13,860	24,640	38,500	3,080	
	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	営利又は営業のための宣伝を目的とするとみなされない場合		13,860	18,480	20,790	36,960	57,750	4,620
		営利又は営業のための宣伝を目的とするとみなされる場合		34,680	46,240	52,020	92,480	144,500	11,560
	利用者が本市以外の住民及び団体である場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料の類を徴収しない場合	電気を使用しない場合	1,080	1,440	1,620	2,880	4,500
入場料の類を徴収する場合			電気を使用する場合	1時間につき960円を加算する。					
			11,100	14,800	16,650	29,600	46,250	3,700	
アマチュアスポーツ以外に使用する 場合		営利又は営業のための宣伝を目的とするとみなされない場合		16,620	22,160	24,930	44,320	69,250	5,540
		営利又は営業のための宣伝を目的とするとみなされる場合		41,640	55,520	62,460	111,040	173,500	13,880

備考

- 1 電気及び水道を多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。
- 2 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び学校教育法(昭22年法律第26号)に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部に在学する者である場合は、半額とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第30号

小松島市身近な運動広場条例の一部を改正する条例について

小松島市身近な運動広場条例（昭和56年小松島市条例第17号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市身近な運動広場条例の一部を改正する条例

小松島市身近な運動広場条例（昭和５６年小松島市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

立江運動広場	小松島市立江町字鍋寺３６番地
坂野運動広場	小松島市坂野町字根上り３７番地

第５条に次のただし書きを加える。

ただし、夜間照明を使用する場合は、次項に定める使用料を徴収する。

第５条に次の１項を加える。

２ 使用料は、次のとおりとし、利用の承諾の際徴収する。

区分	使用料	
	１時間まで	１時間を超える３０分ごと
坂野運動広場	１，７００円	８５０円

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

議案第 3 1 号

小松島市夜間運動場条例の一部を改正する条例について

小松島市夜間運動場条例（昭和 4 9 年小松島市条例第 3 5 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 8 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市夜間運動場条例の一部を改正する条例

小松島市夜間運動場条例（昭和49年小松島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表小松島市立江夜間運動場の項及び小松島市坂野夜間運動場の項を削る。

別表小松島市坂野夜間運動場の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



議案第 3 2 号

小松島市老人いこいの家条例の一部を改正する条例について

小松島市老人いこいの家条例（昭和 5 1 年小松島市条例第 7 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 8 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島老人いこいの家条例の一部を改正する条例

小松島市老人いこいの家条例（昭和51年小松島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 感染性疾患と認められる者

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 33 号

小松島市老人ルーム条例の一部を改正する条例について

小松島市老人ルーム条例（昭和 46 年小松島市条例第 17 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市老人ルーム条例の一部を改正する条例

小松島市老人ルーム条例（昭和46年小松島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号を次のように改める。

（2） 感染性疾患と認められる者

第7条第1項に次の1号を加える。

（5） その他施設の管理上支障があると認められる者

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 34 号

小松島市児童館条例の一部を改正する条例について

小松島市児童館条例（昭和 58 年小松島市条例第 13 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市児童館条例の一部を改正する条例

小松島市児童館条例（昭和５８年小松島市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第２号を次のように改める。

（２） 感染性疾患と認められる者

附 則

この条例は，平成２８年４月１日から施行する。

議案第 35 号

小松島市コミュニティ供用施設条例の一部を改正する条例について

小松島市コミュニティ供用施設条例（昭和 58 年小松島市条例第 28 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市コミュニティ供用施設条例の一部を改正する条例

小松島市コミュニティ供用施設条例（昭和58年小松島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「図書，記録等資料」を「記録等資料」に改める。

第3条第1項第2号を次のように改める。

（2） 感染性疾患と認められるとき。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。



議案第36号

小松島市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について

小松島市勤労青少年ホーム条例（昭和57年小松島市条例第7号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

小松島市勤労青少年ホーム条例（昭和57年小松島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号を次のように改める。

（2） 感染性疾患と認められる者

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 37 号

小松島市営プール条例の一部を改正する条例について

小松島市営プール条例（昭和 54 年小松島市条例第 11 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市営プール条例の一部を改正する条例

小松島市営プール条例（昭和54年小松島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号を次のように改める。

- (1) 騒音を発し，又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (2) 感染性疾患と認められる者
- (3) 他人に危害を及ぼし，若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物を携行する者
- (4) その他施設の管理上支障があると認められる者

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

議案第38号

小松島市多目的研修集会施設設置条例の一部を改正する条例について

小松島市多目的研修集会施設設置条例（昭和56年小松島市条例第18号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市多目的研修集会施設設置条例の一部を改正する条例

小松島市多目的研修集会施設設置条例（昭和５６年小松島市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第１号を次のように改める。

（１） 感染性疾患と認められる者

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

議案第 39 号

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を  
改正する条例について

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 16 年  
小松島市条例第 17 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部  
を改正する条例

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年小松島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号を次のように改める。

（3） 独立行政法人労働者健康安全機構

第3条中第34号を第35号とし、第18号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

（18） 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）

による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



議案第40号

小松島市田野地区コミュニティ集会所の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 小松島市田野地区コミュニティ集会所

指定管理者 小松島市田野町字高田108番地

龍王会館運営協議会

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第41号

小松島市コミュニティ金磯会館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 小松島市コミュニティ金磯会館

指定管理者 小松島市金磯町7番1号

金磯町協議会

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 議案第42号

小松島市櫛渕地区コミュニティ集会所の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 小松島市櫛渕地区コミュニティ集会所

指定管理者 小松島市櫛渕町字萱原92番地の1

櫛渕町山口・萱原地区協議会

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第43号

小松島市田浦地区コミュニティ集会所の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 小松島市田浦地区コミュニティ集会所

指定管理者 小松島市田浦町字中村16番地の5  
田浦町協議会

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 議案第44号

### コミュニティ交流センターみさきの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 コミュニティ交流センターみさき  
指定管理者 小松島市和田島町字遠見73番地の11  
                    コミュニティ交流センターみさき運営協議会  
指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第45号

芝田多目的研修センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 芝田多目的研修センター

指定管理者 小松島市芝生町字西居屋敷107番地の3  
芝生町協議会

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第46号

小松島市元根井漁村センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 小松島市元根井漁村センター  
指定管理者 小松島市南小松島町1番15号  
小松島漁業協同組合  
指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第47号

財産の取得の変更について

平成27年12月18日議決の財産の取得に関する事項の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳



購入物品	はしご付消防自動車	
購入予定価格	98,118,000円	
内 訳	はしご付消防自動車1台	90,850,000円
	消費税	7,268,000円
購入の相手方	徳島市津田浜之町5番5号 株式会社 藤島 代表取締役 藤島 晴三	
既決納入期限	平成28年3月31日	
変更納入期限	平成28年5月31日	

議案第48号

訴えの提起について

別紙、訴状記載の訴えを提起するにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の同意を求める。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

収入印紙

116,000 円

# 訴 状

平成 28 年 月 日

徳島地方裁判所 御中

原告指定代理人 坂東 大介

同 壽満 靖司

同 南 賢治

同 増井 稔人

同 樫福 啓太

同 宮本 邦茂

同 佐藤 文幸

同 中村 健人

同 岩永 恵実子

同 西村 晃一

(送達場所)

〒773 - 8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 濱田 保徳

電話 0885(32)2123

FAX 0885(33)3253

〒

奈良県生駒郡三郷町

被告 A

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金31,238,691円

貼用印紙額 金116,000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金31,238,691円及びうち5,580,000円に対する平成17年9月29日から、うち141,000円に対する平成18年3月23日から、うち580,000円に対する平成18年3月31日から、うち3,725,400円に対する平成18年4月14日から、うち19,877,360円に対する平成18年6月28日から、うち1,334,931円に対する平成18年12月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 第2 請求の原因

- 1 原告は、被告が原告競輪局次長（担当業務に経理関係業務を含む職員。以下同じ）として在職中、遅くとも平成18年6月28日までに、競輪開催に係る精算金19,877,360円を亡失させたとして、また、平成16年9月21日、平成17年9月29日及び平成18年3月31日の3回にわたり、それぞれ3,000,000円、5,580,000円及び580,000円の原告公金を横領したとして、平成18年12月14日に原告が被告から弁済を受けた2,000,000円を平成16年9月21日横領分に係る損害金の元本及び遅延損害金から控除した上、平成19年9月28日、被告に対し、地方自治法第243条の2第3項に基づき、支払期限を同年10月29日と定めて損害賠償を命じ、当該命令は同月29日に被告に到達した（甲1、甲2）。
- 2 原告は、被告が原告競輪局次長として在職中の平成18年3月23日、原告競輪局長名義の口座から141,000円を引き出して横領したとして、その後、同年4月1日付けで原告市民環境部環境衛生センターへ異動後、後任者事務引継のため引き続き競輪事業における経理関係の業務を担当していた平成18年4月14日、原告競輪局長の口座から3,725,400円を引き出して横領したとして、平成20年3月31日、被告に対し、地方自治法第243条の2第3項に基づき、支払期限を同年4月30日と定めて損害賠償を命じ、当該命令は同年4月1日に被告に到達した（甲3、甲4）。
- 3 原告は、被告が上記第1項及び第2項に記載の支払期限を経過しても同各項記載の賠償金（以下、併せて「本件賠償金」という。）の支払いをしなかったため、平成23年2月1日、被告に対し、地方自治法第231条の3第1項に基づき、支払期限を同年3月4日と指定して、本件賠償金を支払うよう督促し、当該督促は同年2月3日に被告に到達した（甲5、甲6、甲7）。
- 4 原告は、上記第3項記載の支払期限を経過しても本件賠償金の支払いをしなかったため、平成28年1月25日、被告に対し、地方自治法第236条第3項に基づき準用される民法第153条に基づき、支払期限を同年2月29日と定めて本件賠償金を支払うよう催告し、当該催告は同年1月26日に被告に到達した（甲

8、甲9)。

5 被告は、上記第4項記載の支払期限を経過しても本件賠償金の支払いをしなかった。

6 よって、原告は、被告に対し、地方自治法第243条の2第1項に基づく損害賠償請求権に基づき、金31,238,691円及びうち5,580,000円に対する平成17年9月29日から、うち141,000円に対する平成18年3月23日から、うち580,000円に対する平成18年3月31日から、うち3,725,400円に対する平成18年4月14日から、うち19,877,360円に対する平成18年6月28日から、うち1,334,931円に対する平成18年12月15日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

### 第3 関連事実

被告は、平成23年7月11日、婚姻を原因として、姓がBからAへ変更になったものである(甲10)。

### 証 拠 方 法

1 甲第1号証	内容証明郵便(損害賠償請求書)
2 甲第2号証	郵便物配達証明書
3 甲第3号証	内容証明郵便(損害賠償請求書)
4 甲第4号証	郵便物等配達証明書
5 甲第5号証	督促状決裁文書
6 甲第6号証	書留・特定記録郵便物等差出票
7 甲第7号証	郵便物検索結果詳細
8 甲第8号証	内容証明郵便(催告書)
9 甲第9号証	郵便物等配達証明書
10 甲第10号証	戸籍抄本(A)

## 付 属 書 類

- |            |       |
|------------|-------|
| 1 訴状副本     | 1 通   |
| 2 甲号証 (写し) | 各 1 通 |
| 3 証拠説明書副本  | 1 通   |
| 4 代理人指定書   | 1 通   |

報告第1号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年3月4日報告

小松島市長 濱 田 保 徳



## 損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	9,720円
当事者	環境衛生センター職員
相手方	小松島市間新田町在住の男性
事故発生年月日	平成27年11月19日
事故発生場所	小松島市間新田町字ヤケ木127-21
事故の概要	上記場所において塵芥収集車を転回中に、浄化槽の蓋を破損した。

平成27年12月4日専決

小松島市長 濱田保徳

## 報告第2号

平成27年度（平成26年度対象）教育委員会の点検・評価報告  
について

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を実施したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成28年3月4日報告

小松島市長 濱 田 保 徳